

排出企業向け、広域認定リサイクルシステム運営者向け

## 行政処分該当状況チェック【JAAO 委託先業者定点観測サービス】ご案内

### 1. 行政処分該当状況チェックとは

工場や支社を含めると相当数の委託先を抱えている産廃排出企業、リサイクルシステム運営団体にとっては、委託先業者が自治体から許可取消をはじめとする行政処分（不利益処分）を受けていないか、事業停止であれば時期的にいつ停止になるのか等の情報が極めて重要な意味をもちます。特に、広域認定取得によるリサイクルシステム構築のケースでは、中央官庁に先んじてこうした状況を察知して、変更申請等の措置を取ることが求められています。

（株）日本廃棄物管理機構（以下、**JAAO** とする）は、こうした各方面のニーズに応え、産廃処分委託先業者リストに基づき、定期的に行政処分の状況を把握し、定期的・随時レポートを提出する【**JAAO** 委託先業者定点観測サービス】をご提供します。

### 2. サービス概要

#### ● 調査【定点観測】対象：

1. 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可業者（収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等）
2. 自動車リサイクル法上の許可業者（自動車解体業者、自動車破碎業者 等）

※ 一般般廃棄物処分許可業者についても、相談に応じます。

#### ● サービス内容

- ① 委託先業者一覧の処理企業それぞれが不利益処分を受けていないことを確認する定期レポート（電子メール添付ファイルとして）送付
- ② 委託先業者一覧にある業者が不利益処分を受けたことが判明した場合は、速やかに報告の電子メール（号外レポート）を送付
- ③ 少なくとも年に1回の「行政処分の動向分析」を提供

#### ● 会員制サービスの料金：

サービス料金 (1年間、前払い)	委託先一覧記載業者数	1～50社 1社当たり	2,000円/年
		51社～ 上記+50社を超えた分につき	1,000円/年

#### 【サービス料金の例】

- 30社のケース：2,000円×30社＝60,000円
- 60社のケース：(2,000円×50社) + (1,000円×10社) ＝110,000円/年
- 300社のケース：(2,000円×50社) + (1,000円×250社) ＝350,000円/年

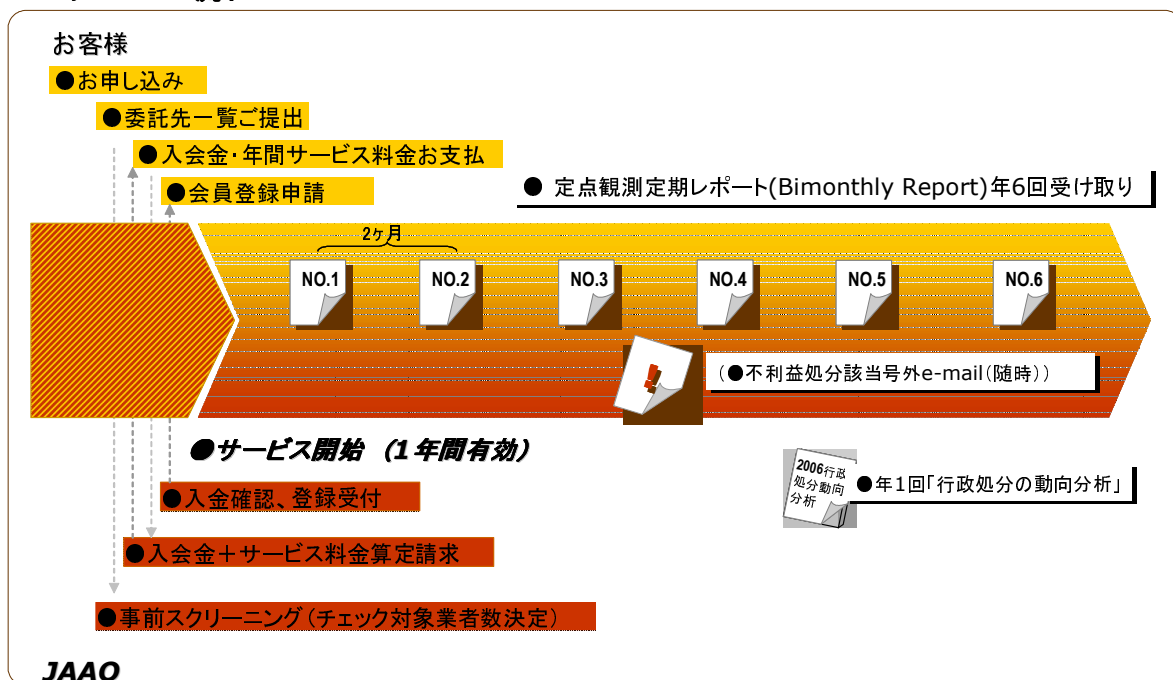
\* 但し、行政処分情報非公開自治体については、その追跡調査の度合いにより、別途料金を申し受けることがあります。

\* サービス開始前の準備・登録期間内に、「事前スクリーニング」を行って、サービス料金を予め算定します。消費税別。

## ● その他の留意事項

- チェック対象業者： 原則として産廃、特管産廃処分許可業者とします
  - 産廃、特管産廃収集運搬許可業者についてもご相談に応じます
- 不利益処分には..“許可の取消”、“事業停止”、“措置命令”、“改善命令”が含まれます
  - 産廃、特管処分業許可業者のうち施設許可に関する不利益処分も含まれます
  - 但し、事業停止、改善命令については一部自治体で把握が難しい場合がございますので、事前に調整させていただきます
- その他： 一部自治体については、状況把握が難しい場合があり、事前にサービス内容、料金等を調整させていただきます。

## ● サービスの流れ



## 《参考》

### 定期レポート(2ヶ月に1度)のイメージ

JAAO委託先定点チェックサービス Bimonthly Report 発行 2006年10月30

処理企業(業者)名	所在地	許可種類	許可自治体名	チェック結果	緊急連絡日時
株A興業	O市	産廃処分(最終)管理型	O市	問題ありませんでした	
Bリサイクル(株)	P市	産廃処分(中間処理)破碎	Q県	問題ありませんでした	
株リサイクルC	R町	産廃処分(中間処理)破碎	Q県	不利益処分(事業停止30日)*1	2006/9/15
株D興産	R町	産廃処分(最終)管理型	Q県	不利益処分(許可取消)*2	2006/8/31
株Eクリーン社	S市	産廃処分(中間処理)破碎	S市	問題ありませんでした	
エコジカルF(株)	R町	産廃処分(中間処理)破碎	S市	問題ありませんでした	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

\*1 廃棄物管理票虚偽記載により30日の事業停止処分(9月10日)但し、停止時期は不明。

\*2 無許可業者からの廃棄物受入処分により許可取消処分(8月24日)。